

## 「回答は控えさせて頂く」「ここでは議論しません」と言って逃げ回る会社側委員！

11月8日、JR東海労新幹線関西地本はJR東海関西支社と「一方的な休日出勤」のお知らせに対する業務委員会を開催しました。その内容の一部を紹介します。

組合：「20日までに年休申請をした日が休日出勤に指定された場合、その勤務指定はいつされたことになるのか？」

会社：「法的な議論なので、その回答は控えさせて頂く」

組合：「社員が年休を申請した日に会社が休日を指定して、その休日を出勤に振り替えるのなら、その休日はいつどここの時点で振り替えるのか？」

「年休を申請しているのに休日（特休）を指定したり、出勤に振り替えたりすることなどあり得ない」

会社：「勤務の細部についてはここで議論はしない」

組合：「何故、回答できないのか？」「分からないのか？」

会社：「今回の業務委員会において、回答は差し控えさせて頂く」

### 法的に問題になるから議論・回答できないの？！

会社は大谷川さんが係争している「年休裁判」において、私たちが毎月20日までに行っている年休の時季指定を「仮の時季指定である」と言っています。何故なら「勤務（出勤と休日）が確定するのは25日」だからと言うのです。

従って25日の勤務指定発表時点で、私たちが20日までに時季指定した日に休日が指定された場合は「その時季指定は無かったものにする」と言っているのです。

**※会社はこうして年休の時季変更権の乱用をごまかしているのです！**

### 年休の時季指定を取り消させるのは、法的に問題じゃないの？

- ・A社員は前月20日までに年休の時季指定を行いました。
- ・ところが会社は、その年休の時季指定をされた日に休日を指定したのです。
- ・A社員はそれでも休めるのだからいいと思っていましたが、そうではありませんでした。
- ・会社はさらに、その休日を本人の同意もなく一方的に休日出勤に振り替えたのです。
- ・そこでA社員は、あらためて25日以降に年休の時季指定を行いました。
- ・ところが会社は「年休を重複して申し込んでいる」と言ってこの時季指定を取り消させたのです。これって、法的に問題じゃないの？

### 勤務確定11日前に年休の時季指定の取り消しを認めないのは、法的に問題じゃないの？

- ・B社員は前月20日までに年休の時季指定を行いました。
- ・しかし年休の必要がなくなったために、勤務が確定する11日前に「年休の時季指定を取り消したい」と管理者に申し出ました。
- ・ところが会社は、この時季指定の取り消しを認めないと言っているのです。これって、法的に問題じゃないの？